国内認証排出削減量を移転ができない状態にすることを、海外認証排出削減量にあっては無効化（令和二年十二月三十一日以前に行われた国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量であって、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）附則第二条第一項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものにあっては、取消し）を行うことをいう。以下同じ。）をした国内認証排出削減量（電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び第三第五項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。）

二・三　（略）

四　特定排出者が所有する森林及び木材に係る森林等炭素蓄積変化量

五　他の特定排出者から四月一日から翌年三月三十一日までにおいて譲渡された森林又は木材に係る当該他の特定排出者が過年度に報告した森林等炭素蓄積変化量

六　（略）

七　特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて他の者に譲渡した森林又は木材に係る過年度に報告した森林等炭素蓄積変化量

2　調整対象温室効果ガス排出量は、次に掲げる量を合算して得た量とする。

一　次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を合算して得た量

イ～ハ　（略）

ニ　算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号及び第二号に掲げる熱の量に、同号に定める係数を乗じて得られる量

ホ　算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第三号に掲げる熱の量に、報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数のうち、当該熱を供給する熱供給事業者のものを乗じて得られる量

二・三　（略）

十二月三十一日以前に行われた国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量であって、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）附則第二条第一項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものにあっては、取消し）を行うことをいう。以下同じ。）をした国内認証排出削減量（電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び第三第五項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。）

二・三　（略）

（新設）

（新設）

四　（略）

（新設）

2　調整対象温室効果ガス排出量は、次に掲げる量を合算して得た量とする。

一　次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を合算して得た量

イ～ハ　（略）

ニ　算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号に掲げる熱の量に、同号に定める係数を乗じて得られる量

ホ　算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第二号に掲げる熱の量に、報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数のうち、当該熱を供給する熱供給事業者のものを乗じて得られる量

二・三　（略）